

特集

参与員の1日 ～人事訴訟編～

家庭裁判所で取り扱う事件の一つに、夫婦の離婚などの争いを解決する人事訴訟があります。人事訴訟には、国民の良識を審理に反映させるため、一般の国民の中から選ばれた「参与員」が関与する制度があります。

参与員は、良識に基づく率直な意見を裁判官に対して述べることで、人事訴訟を適正妥当な解決に導くという役割を担っています。

今回は、横浜家庭裁判所の離婚訴訟に参与員として立ち会った塚田章博さんの1日を通じて、参与員が人事訴訟の中でどのような役割を果たしているのかご覧ください。

塚田章博さん

デパートに勤務する会社員で、普段は従業員の採用などを担当しています。



午後1時 横浜家庭裁判所に登庁

裁判に立ち会うのは初めてだが、大丈夫だろうか…



午後1時15分 裁判官室で事前打合せ

今日の事件は、結婚7年目の夫婦の離婚事件です。参与員の塚田さん、△△さん、どうぞよろしくお願いします。

※参与員の数に決まりはありませんが、離婚事件では、男女各1名ずつの2名で関与することが多く、この事件でも塚田さんとともに女性の△△さんが参与員として立ち会いました。



社会常識に基づいて意見を率直に述べればよいですね。



それでは、今日のご夫婦それぞれからお話をお聞きます。

妻から離婚を申し立てているが、夫婦の性格が合わず、もう夫婦としてやっていけないかどうかのポイントということか…



午後 1 時 30 分 開廷

一通りお話をお聞きしましたが、参与員から何かお尋ねになりたいことはありますか。



午後 2 時 30 分 原告本人尋問

はい。別居のきっかけとなったけんかの時、妻がなぜあのような言い方をしたのか聞いてみたいのですが。



午後 3 時 30 分 裁判官室で意見交換

そうすると離婚はやむを得ないでしょうか。慰謝料についてはどう思われますか。

夫としても、もう妻と暮らしていけないことは、本心では分かっているように思えました。



午後 4 時 和解



この離婚事件は、参与員を交えて話し合いを行った結果、夫婦は離婚することでその条件も含めて合意に至り、和解が成立しました。



夫婦がそれぞれ考えて出した結論ですが、私としても離婚はやむを得ないと思いました。

近藤裁判官



最初のかたくなだった夫が、参与員の適切な質問により現実に目を向け始め、結局和解で解決することができました。

(写真は実際の事件をもとに再現したものです。)